平成21年10月５日

各　位

会 社 名　日本農産工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　小野　浩二
（コード番号2051 東証・大証第一部）
問合せ先　常務取締役経営企画室長 田中　猛
（TEL. 045－224－3700）

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得について、平成21年11月13日開催予定の臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が、上記臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会において承認可決された場合、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）および株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は平成21年11月13日（大阪証券取引所では平成21年11月14日）から平成21年12月13日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成21年12月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所および大阪証券取引所において取引することはできません。

記

Ⅰ．当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更

１．定款一部変更の件（１）

（１）変更の理由

当社の親会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）は、平成21年７月21日から平成21年８月31日まで当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、三菱商事の平成21年９月１日付プレスリリース「当社上場子会社である日本農産工業株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」で公表されているとおり、平成21年９月４日（公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式112,777,474株を保有するに至っております。なお、三菱商事保有の当社普通株式に係る議決権の数は、平成21年３月31日現在における総株主の議決権の数121,386個の92.91％であります。

三菱商事は、本公開買付けに係る公開買付届出書等において表明しているとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。また、飼料・畜産業界を含む食料業界は近年の世界的な食料価格の大幅変動から厳しい経営環境にあるほか、食の安心・安全に対する消費者意識の高まりや、高度化・多様化する消費者ニーズへの対応が必要になっております。さらには、畜産物の内外価格差、輸入食肉、加工品の品質向上および畜産事業の農家経営から企業経営への急速なシフト等の要因から、飼料・畜産業界における競争が一層激化するなかで、原料の集荷から飼料、食肉の生産まで一貫した事業を行い、環境の変化に敏感かつ迅速に対応できる企業こそが今後他社との差別化を実現し、優位性を維持していくものと予想されます。こうしたなか、当社といたしましても、当

社が三菱商事の完全子会社になることで、当社の有する配合飼料の技術開発力、生産技術力および生産インフラと、三菱商事の有する飼料原料調達力、食肉生産・加工インフラおよび食肉販売力を連携させ、双方の持つ事業優位性を活用し、シナジー効果を最大限発揮することで、当社ひいては三菱商事グループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能となるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により当社が三菱商事の完全子会社となることといたしました。

① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
③ 会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様（当社を除きます。以下、同様とします。）から当社の全部取得条項付普通株式すべてを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様に対して、取得対価として当社の種類株式を交付します。この際、三菱商事以外の各株主様に交付される当社の種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

本「定款一部変更の件（１）」は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第１項、第108条第１項第７号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のＡ種種類株式を設けることとしております。なお、下記Ⅱ．「全部取得条項付普通株式の取得」でご説明いたしますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価はＡ種種類株式としております。

会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、上記のとおり、三菱商事以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社Ａ種種類株式は、１株未満の端数となる予定です。

株主様に対するＡ種種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式は、会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では会社法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該Ａ種種類株式を三菱商事に売却することを予定しております。

この場合の当社Ａ種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に330円（三菱商事が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

以上により、本「定款一部変更の件（１）」は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、Ａ種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、現行定款第６条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、

1,000株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本「定款一部変更の件（１）」で設けられるＡ種種類株式については１株を単元株式とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

なお、本「定款一部変更の件（１）」に係る定款変更は、本「定款一部変更の件（１）」が承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

（２）変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は２億9,980万株とする。	第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は２億9,980万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は２億9,979万9,980株、Ａ種種類株式の発行可能種類株式総数は20株とする。
（新設）	第５条の２（Ａ種種類株式） 当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種株主」という。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき１円（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者に対してＡ種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者は、Ａ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
第６条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第６条（単元株式数） 当会社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、Ａ種種類株式の単元株式数は１株とする。
（新設）	第17条の２（種類株主総会） ①第11条の臨時株主総会に関する規定、第13条、第14条は種類株主総会にこれを準用する。 ②第15条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③第15条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

２．定款一部変更の件（２）

（１）変更の理由

本「定款一部変更の件（２）」は、上記１．「定款一部変更の件（１）」においてご説明しておりますとおり、本定款一部変更等のうち②として、上記１．「定款一部変更の件（１）」に係る変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す

旨の定めとして、追加変更案第５条の３を新設するものであります。本「定款一部変更の件（２）」が承認された場合には、当社普通株式はすべて全部取得条項付普通株式となります。

また、下記Ⅱ．「全部取得条項付普通株式の取得」が承認可決された場合、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、上記１．「定款一部変更の件（１）」により設けられたＡ種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式１株につき株主様に交付するＡ種種類株式の数は、三菱商事以外の各株主様に対して当社が交付するＡ種種類株式の数が１株未満の端数となるように、0.0000001105株としております。

なお、本「定款一部変更の件（２）」に係る定款変更の効力発生日は、平成21年12月22日といたします。

（２）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、上記１．「定款一部変更の件（１）」に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本「定款一部変更の件（２）」に係る定款変更の効力発生は、上記１．「定款一部変更の件（１）」のご承認が得られること、および普通株主様による種類株主総会において本「定款一部変更の件（２）」と同内容の定款一部変更の議案のご承認が得られることを条件といたします。

（下線は変更部分を示します。）

定款一部変更の件（１）に係る変更後の定款	追加変更案
（新設）	第５条の３（全部取得条項） 当会社が発行する普通株式は、当会社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当会社が普通株式を取得する場合には、当会社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につきＡ種種類株式を0.0000001105株の割合をもって交付する。

Ⅱ．全部取得条項付普通株式の取得

１．全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

本「全部取得条項付普通株式の取得」は、上記Ⅰ．１．「定款一部変更の件（１）」においてご説明しておりますとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条ならびに上記Ⅰ．１．「定款一部変更の件（１）」および上記Ⅰ．２．「定款一部変更の件（２）」による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を交付するものであります。

上記Ⅰ．２．「定款一部変更の件（２）」に係る変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価としては、上記Ⅰ．１．「定款一部変更の件（１）」により設けられたＡ種種類株式とし、全部取得条項付普通株式１株につき交付されるＡ種種類株式の数は0.0000001105株とさせていただいております。この結果、三菱商事以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社Ａ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定であり、このように交付されるＡ種種類株式の数が１株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って、以下のとおりの１株未満の端数処理がなされ、最終的には金銭が交付されることになります。

当社では、本「全部取得条項付普通株式の取得」が承認された場合に、株主様に交付されることとなる１株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式について、会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金

をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売価手続に関し、当社では会社法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該Ａ種種類株式を三菱商事に売却することを予定しております。

この場合の当社Ａ種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に330円（三菱商事が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

２．全部取得条項付普通株式の取得の内容

（１）全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割り当てに関する事項

会社法第171条ならびに上記Ｉ．１．「定款一部変更の件（１）」および上記Ｉ．２．「定款一部変更の件（２）」による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（以下（２）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式１株につき、Ａ種種類株式を0.0000001105株の割合をもって交付します。

（２）取得日

平成21年12月22日

（３）その他

本「全部取得条項付普通株式の取得」に定める全部取得条項付普通株式の取得は、上記Ｉ．１．「定款一部変更の件（１）」および上記Ｉ．２．「定款一部変更の件（２）」に定める定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

３．上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所および大阪証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は平成21年11月13日（大阪証券取引所では平成21年11月14日）から平成21年12月13日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成21年12月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所および大阪証券取引所において取引することはできません。

Ⅲ．定款一部変更等の日程の概要（予定）

上記定款一部変更等の概略（予定）は以下のとおりです。

取締役会決議（臨時株主総会および当社普通株主様による種類株主総会招集に関する内容決議）	10月５日（月）
臨時株主総会および当社普通株主様による種類株主総会開催	11月13日（金）
定款一部変更の件（１）の効力発生日	11月13日（金）
整理銘柄への指定（東京証券取引所）	11月13日（金）
整理銘柄への指定（大阪証券取引所）	11月14日（土）
当社普通株式の売買最終日	12月11日（金）

当社普通株式の上場廃止日	12月14日（月）
基準日（全部取得条項付普通株式全部の取得およびＡ種種類株式交付）	12月21日（月）
定款一部変更の件（２）の効力発生日	12月22日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得およびＡ種種類株式交付の効力発生日	12月22日（火）

以　上